

地域生活支援事業によるサービス利用の手引き

【対象となる方】

身体、知的、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障害を含む）の方及び指定難病に罹患されている方。下表のもので確認します。

障がい者（18歳以上）	障がい児（18歳未満）
身体障害者手帳	身体障害者手帳
療育手帳	療育手帳
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者保健福祉手帳
自立支援医療（精神通院）受給者証	自立支援医療（精神通院）受給者証
特定疾患医療受給者証（難病）	特定疾患医療受給者証（難病）
診断書（精神障がい、難病）	診断書
精神障がいを理由とする障害年金又は特別障害給付金の証書	特別児童扶養手当受給を証する書類 児童相談所、保健所、児童発達支援センター、障がい児関連事業所の意見書

【サービスの種類】

サービス	内 容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、円滑に外出することができるよう移動を支援します。 ※外出は1日の範囲内で用務を終えるもので、社会生活上必要不可欠なもの、社会参加のためのものに限り、 ※類似する制度（居宅介護など）が利用できない場合に限り、 ります。
地域活動支援センター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある方などの日中における活動の場を提供します。
生活サポート事業	ホームヘルパーなどを居宅に派遣し、日常生活に関する支援などを行います。
訪問入浴サービス	身体に障がいのある方の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。 ※利用には医師の診断書が必要です。

【利用までの主なながれ】

1. 障がい者サポートセンター清須に相談	障がい者サポートセンター清須に相談します。 希望するサービスが決まったら、サービス提供事業所へ見学に行くことをおすすめします。
2. 申請書類提出	サービスを利用することが決まったら、障がい者サポートセンター清須に申請書類を提出します。
3. 調査員による聞き取り	障がい者サポートセンター清須の担当者が面接し、心身の状況や生活環境について聞き取りします。
4. サービス受給者証の交付	清須市が申請書類をもとにサービスの支給量などを決定し、サービス受給者証を交付します。
5. サービス提供事業者と契約し利用開始	サービス受給者証に基づき、サービス提供事業者と契約してサービス利用を開始します。

【申請に必要なもの】

- ① 各サービス利用の申請書
- ② 対象となることを確認できる書類（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など）
- ③ 個人番号の確認ができるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
※18歳未満の方は保護者のものも必要です。

【負担額について】

サービスの自己負担額は原則1割ですが、所得に応じて負担上限があります。

年齢等区分	負担上限月額			
	生活保護受給世帯及び市町村民税非課税世帯	市町村民税課税世帯 ※所得割額が16万円未満	市町村民税課税世帯 ※所得割額が28万円未満	市町村民税課税世帯 ※所得割額が28万円以上
障がい者	0円	9,300円	37,200円	37,200円
障がい児	0円	4,600円	4,600円	37,200円

【お問合せ先】

清須市役所 社会福祉課（北館1階）

清須市須ヶ口1238番地

TEL 052-400-2911 FAX 052-400-2963

障がい者サポートセンター清須（清洲総合福祉センター内）

清須市一場古城604番地15

TEL 052-400-3368 FAX 052-401-0032